猪名川町民間賃貸住宅住替え費用補助要綱

令和７年６月９日
要 綱 第 ６ ８ 号

（目的）

第１条　この要綱は、若年夫婦世帯及び子育て世帯が、兵庫県の子育て住宅促進区域の指定等に関する要綱に基づき兵庫県知事が指定した本町内の子育て住宅促進区域内（以下「区域内」という。）に存する民間賃貸住宅に新たに入居する場合における当該住替えに要する費用の一部を補助することについて必要な事項を定めることにより、若年夫婦世帯及び子育て世帯の区域内での定住につなげる上で、本町での暮らしを知るきっかけとなるよう、それらの世帯に属する者の兵庫県外から区域内への転入の促進を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　夫婦　住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）第７条の住民票の記載事項において世帯主及び世帯主との続柄が夫又は妻と記載されている世帯員の２人の者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合及び婚約している場合を含む。）をいう。

⑵　若年夫婦世帯　年齢の合計が８０歳未満の夫婦のみで構成される世帯をいう。

⑶　子育て世帯　１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある子（出産予定の子を含む。）とその親を含む世帯員で構成される世帯をいう。

⑷　民間賃貸住宅　区域内に所在する民間賃貸住宅をいう。

⑸　住戸専用面積　マンションなどの区分建物の専有部分（区分所有権の目的となる建物の部分）である面積に、バルコニーや扉付きポーチ状になった廊下の一部などの専用使用部分の面積を加えた面積のことをいう。

（対象住宅）

第３条　補助事業の対象となる住宅（以下「対象住宅」という。）は、次の各号に掲げる全ての要件に該当するものとする。

⑴　民間賃貸住宅であること。

⑵　建築基準法(昭和２５年法律第２０１号)に規定する新耐震基準(昭和５６年)に適合し、又は同等の耐震性能を有していること。

⑶　住戸専用面積が５５平方メートル以上であること。

⑷　夫婦いずれかの名義で令和７年７月１日以降に賃貸借契約を締結した民間賃貸住宅であること。ただし、夫婦いずれかの名義で契約できないやむを得ない事情がある場合はこの限りでない。

（補助対象者）

第４条　この要綱による補助（以下「本件補助」という。）を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる全ての要件に該当する世帯の構成員とする。

⑴　世帯の構成員のいずれかが、兵庫県外から対象住宅に住み替えた日（以下「住替え日」という。）から第７条に規定する補助金交付の申請の日（以下「申請日」という。）まで当該対象住宅に継続して居住し、かつ、住替え日から１年を経過するまでの日までに当該補助金交付の申請を行うこと。

⑵　申請日において若年夫婦世帯又は子育て世帯であること。

⑶　申請日より５年以上猪名川町内に居住する意思を有していること。

⑷　世帯に属する全ての構成員が、猪名川町における町税に未納がないこと。

⑸　世帯に属する全ての構成員が、生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第１４条に規定する住宅扶助又は生活困窮者自立支援法（平成２５年法律第１０５号）第３条第３項に規定する生活困窮者住居確保給付金を受給していないこと。

⑹　補助対象者の世帯に属する全ての構成員が、猪名川町暴力団排除に関する条例（平成２４年条例第７号）第２条第４号に規定する暴力団、同条第５号に規定する暴力団員及び同条第６号に規定する暴力団密接関係者等反社会的勢力に寄与するための利用でないと認められる者であること。

⑺　補助対象者の世帯に属する全ての構成員が、兵庫県移住支援事業の補助を受けたことがないこと。

⑻　補助対象者の世帯に属する全ての構成員が、過去にこの要綱又は猪名川町新築・中古戸建住宅取得補助要綱（令和７年要綱第６７号）に基づく補助を受けたことがないこと。

（補助金の額）

第５条　本件補助に係る補助金（以下「補助金」という。）の額は、２５万円とする。

（交付件数）

第６条　補助金の交付件数は、予算の範囲内で町長が決定する。

（補助金交付申請）

第７条　補助金の交付を受けようとする者は、猪名川町民間賃貸住宅住替え費用補助補助金交付申請書（様式第１号）に次の各号に掲げる書類を添えて、住替え日から１年を経過するまでの日又は町長が別に定める日までのいずれか早い日までに町長に提出しなければならない。

⑴　住替え後の世帯全員の住民票の写し

⑵　出産予定の子のみの子育て世帯にあっては、出産予定であることがわかる書類

⑶　対象住宅に係る賃貸借契約書の写し（第３条に掲げる要件に適合していることを確認できる記載のあるものに限る。）

⑷　その他町長が必要と認める書類

（交付の決定）

第８条　町長は、前条の規定による補助金の交付申請を受けたときは、その内容を審査し、予算の範囲内で交付の可否を決定する。この場合において、補助金の募集開始時以後の先着順により補助金の交付を受けるべき者を決定するものとする。

２　町長は、前項の決定について、猪名川町民間賃貸住宅住替え費用補助補助金交付決定通知書（様式第２号）又は猪名川町民間賃貸住宅住替え費用補助補助金不交付決定通知書（様式第３号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第９条　前条第２項の規定による猪名川町民間賃貸住宅住替え費用補助補助金交付決定通知書による補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、速やかに、猪名川町民間賃貸住宅住替え費用補助補助金交付請求書（様式第４号）により、補助金の交付を町長に請求しなければならない。

２　町長は、前項の規定による補助金の交付の請求を受けたときは、その請求に係る補助金を交付決定者に交付するものとする。

（決定の取消し）

第１０条　町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

⑴　虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

⑵　この要綱及び関係法令に違反したとき。

⑶　その他町長が補助金を交付することが不適当と認めたとき。

２　町長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、猪名川町民間賃貸住宅住替え費用補助補助金交付決定取消通知書（様式第５号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第１１条　町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、猪名川町民間賃貸住宅住替え費用補助補助金返還請求書（様式第６号）により、既に交付した補助金の全部の返還を同条の規定により交付決定を取り消された者に求めるものとする。

（加算金及び遅延利息）

第１２条　前条の規定により補助金の返還を命じられた者は、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年１０．９５パーセントの割合で計算した加算金を町に納付しなければならない。

２　前条の規定により補助金の返還を命じられた者が、これを期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき年１０．９５パーセントの割合で計算した遅延利息を町に納付しなければならない。

（報告等）

第１３条　補助金の交付を受けた者は、申請日から５年を経過する日までの間、対象住宅が第３条に掲げる要件及び第４条に掲げる補助対象者の要件に適合しているか否かについて、町長に報告を求められた場合は、これに応じなければならない。

２　町長は、補助金の交付前又は交付後にかかわらず、必要があると認めたときは、補助金の交付の申請者に対して、報告又は書類の提出を求めることができる。

３　申請者は、前項の報告又は書類の提出を求められたときは、速やかに応じなければならない。

（補則）

第１４条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和７年７月１日から施行する。

（この要綱の失効）

２　この要綱は、令和１０年３月３１日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第８条に基づく補助金の交付の決定をしたものについては、同日後も、なおその効力を有する。